

IX 資料

1 市人口及び給水人口の推移

年 度	行政区域内人口(世帯数)		給 水 人 口			行政区域 内普及率
	計		行政区域内	行政区域外	計	
	人	世帯	人	人	人	%
S29	53,927	(12,679)	10,291		10,291	19.1
S30	55,952	(13,509)	18,982		18,982	33.9
S31	57,512	(13,994)	23,699		23,699	41.2
S32	59,225	(14,458)	30,378		30,378	51.3
S33	61,605	(15,024)	33,264		33,264	54.0
S34	65,263	(16,244)	40,920		40,920	62.7
S35	68,244	(17,082)	44,990		44,990	65.9
S36	69,522	(17,395)	51,062		51,062	73.4
S37	74,565	(18,980)	58,080		58,080	77.9
S38	80,364	(20,765)	62,979		62,979	78.4
S39	86,613	(22,667)	74,870		74,870	86.4
S40	93,264	(24,781)	83,670		83,670	89.7
S41	99,529	(26,732)	93,992		93,992	94.4
S42	105,558	(28,720)	101,154		101,154	95.8
S43	112,106	(31,380)	108,982		108,982	97.2
S44	119,428	(37,760)	114,628		114,628	96.0
S45	126,442	(40,206)	119,172		119,172	94.3
S46	133,477	(42,834)	125,919		125,919	94.3
S47	141,585	(46,030)	139,780		139,780	98.7
S48	149,512	(48,482)	144,049		144,049	96.3
S49	156,712	(50,572)	151,782		151,782	96.9
S50	159,942	(51,550)	155,706		155,706	97.4
S51	164,277	(52,690)	159,971		159,971	97.4
S52	169,789	(54,213)	165,462		165,462	97.5
S53	173,428	(55,435)	173,218		173,218	99.9
S54	177,922	(57,532)	177,708		177,708	99.9
S55	182,681	(59,303)	182,462	川西市満願寺地区	182,462	99.9
S56	185,827	(60,490)	185,641	320	185,961	99.9
S57	186,799	(61,141)	186,609	327	186,936	99.9
S58	187,864	(61,697)	187,674	335	188,009	99.9
S59	190,605	(63,011)	190,415	346	190,761	99.9
S60	193,713	(64,269)	193,523	345	193,868	99.9
S61	195,940	(65,326)	195,750	335	196,085	99.9
S62	198,304	(66,439)	198,114	340	198,454	99.9
S63	202,324	(68,273)	202,134	342	202,476	99.9
H01	203,395	(69,292)	203,205	360	203,565	99.9
H02	204,550	(70,526)	204,360	338	204,698	99.9
H03	205,854	(71,703)	205,664	339	206,003	99.9
H04	206,581	(72,754)	206,391	354	206,745	99.9
H05	207,428	(73,953)	207,238	366	207,604	99.9
H06	206,518	(74,286)	206,328	374	206,702	99.9
H07	207,711	(75,242)	207,521	394	207,915	99.9
H08	209,167	(76,625)	208,977	394	209,371	99.9
H09	211,520	(78,479)	211,330	403	211,733	99.9
H10	214,476	(80,648)	214,286	387	214,673	99.9
H11	216,071	(82,118)	215,881	341	216,222	99.9
H12	218,495	(64,050)	218,305	337	218,642	99.9
H13	219,944	(85,785)	219,754	318	220,072	99.9
H14	221,807	(87,598)	221,617	322	221,939	99.9

H15	222,866	(88,889)	222,676	363	223,039	99.9
H16	224,670	(90,333)	224,584	387	224,971	99.9
H17	225,560	(91,851)	225,468	382	225,850	99.9
H18	226,504	(92,992)	226,418	399	226,817	99.9
H19	228,000	(94,494)	227,920	402	228,322	99.9
H20	229,272	(95,496)	229,203	392	229,595	99.9
H21	230,816	(97,232)	230,747	409	231,156	99.9
H22	231,964	(98,518)	231,925	395	232,320	99.9
H23	233,429	(99,684)	233,387	403	233,790	99.9
H24	233,967	(100,174)	233,931	389	234,320	99.9
H25	233,842	(100,652)	233,806	387	234,193	99.9
H26	233,776	(101,284)	233,740	389	234,129	99.9
H27	233,877	(102,065)	233,841	387	234,228	99.9
H28	234,322	(103,076)	234,286	371	234,657	99.9
H29	234,280	(103,758)	234,244	376	234,620	99.9
H30	233,950	(104,411)	233,914	358	234,272	99.9
R01	233,604	(105,227)	233,582	351	233,933	99.9
R02	232,854	(105,954)	232,832	362	233,194	99.9
R03	231,601	(106,240)	231,582	347	231,929	99.9
R04	230,103	(106,717)	230,086	351	230,437	99.9
R05	228,308	(107,037)	228,292	343	228,635	99.9

注) 市人口は住民基本台帳に基づき、昭和63年度以降については外国人登録人口を含む。

2 水道事業年表

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
S. 25(1950)年 9月	小浜村水道布設工事認可（創設事業）	
S. 26(1951)年 3月		小浜村が宝塚町制を施行
7月	良元村水道布設工事認可（創設事業）	
S. 27(1952)年 6月	生瀬浄水場 供用開始	
S. 29(1954)年 3月	良元村、西宮市より受水開始	
4月	水道課設置、宝塚支所（旧宝塚町役場）で業務開始	宝塚市誕生（宝塚町と良元村が合併） 市長職務代理者に 北 俊三 就任(1日) 市長職務代理者に 岡田 幾 就任(21日)
5月		初代宝塚市長に 田中九右衛門 就任(8日)
7月	宝塚市水道使用条例施行	
S. 30(1955)年 3月		長尾村、西谷村を編入
4月	宝塚上水道線を買収	
12月	水道課、市役所本庁舎に移転	
S. 31(1956)年 4月	料金改定（市内の料金を統一）	
6月		第2代宝塚市長に 田中詮徳 就任(10日)
9月	第1期拡張事業認可	
11月	第2期拡張事業認可	
S. 33(1958)年 4月	料金改定	
S. 34(1959)年 3月	第3期拡張事業認可	
S. 35(1960)年 4月	第3期拡張事業第1次変更認可	宝塚新大橋完成
S. 36(1961)年 4月	地方公営企業法適用 初代水道事業管理者に 岩崎義雄助役 就任（1日）	
7月	小浜浄水場 供用開始	
12月	第3期拡張事業第2次変更認可	
S. 37(1962)年 3月	給水人口、5万人を超える	
6月	給水開始10周年	
10月	料金改定	
12月	小林浄水場 供用開始	
S. 38(1963)年 3月	第3期拡張事業第3次変更認可 年間配水量、5,000千m ³ を超える	
S. 39(1964)年 4月		市制10周年
6月		十万道路完成
S. 40(1965)年 4月	水道部に改組 水道料金口座振替制度開始	
S. 41(1966)年 2月	第4期拡張事業認可	
S. 42(1967)年 1月	水道事業管理者権限を田中詮徳市長に（1日）	市人口10万人を突破
6月	川面浄水場 供用開始	
8月		松江市と観光姉妹都市提携
10月	検針、料金徴収事務の隔月実施開始	
S. 43(1968)年 3月	給水人口、10万人を超える 年間配水量、10,000千m ³ を超える	市花にスミレ、市木にサザンカが決まる
4月	検針、料金徴収事務を一部民間へ委託	
6月	水道事業管理者権限を北 俊三市長に（10日）	第3代宝塚市長に 北 俊三 就任(10日)
S. 44(1969)年 3月	第4期拡張事業第1次変更認可	

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
S. 44(1969)年 4月	水道事業管理者に 小笠原 章 就任 (1日) 簡易水道事業に地方公営企業法適用	
7月	簡易水道事業認可	
12月	高松浄水場 供用開始 (現在休止中)	
S. 45(1970)年 1月	水道部、市役所本庁舎より小浜浄水場に移転	
5月		市立逆瀬川公民館 (現中央公民館) が完成
7月		中国自動車道豊中～宝塚間が開通
12月	料金業務を電算化	
S. 46(1971)年 2月		第4代宝塚市長に 友金信雄 就任(7日)
3月	年間配水量、15,000千 m^3 を超える	
4月	検針、料金徴収事務を民間に全面委託	
5月	斑状歯問題が表面化 宝塚市フッ素問題研究協議会発足	
9月		第1次市総合計画を策定
11月	玉瀬浄水場 供用開始	
12月	宝塚市斑状歯専門調査会発足	
S. 47(1972)年 3月	無線局 (基地局、陸上移動局) 開設	
4月	深谷貯水池完成	
6月	給水開始20周年	
8月	第5期拡張事業認可	第1回宝塚まつりを開催
S. 48(1973)年 1月	料金改定 (用途別から口径別料金体系に移行)	
3月	第5期拡張事業第1次変更認可	
4月	水道局に改組 料金計算業務を民間委託	
5月	小林浄水場内に水質検査室を設置	
8月		市人口15万人を突破
11月	亀井浄水場 供用開始	
12月	武庫川表流水、水利権取得	
S. 49(1974)年 3月		宝塚南口駅前地区再開発ビル「サンビオラ」がオープン
4月		市制20周年
7月	宝塚市斑状歯専門調査会 (最終報告書)	
9月		公共下水道供用開始 (山本野里、丸橋地区)
S. 50(1975)年 1月	高松浄水場フッ素除去装置完成 (現在休止中)	
3月	給水人口、15万人を超える 年間配水量、20,000千 m^3 を超える	
9月	斑状歯認定申請受付開始 宝塚市水道事業経営審議会へ諮問	
11月	宝塚市水道事業経営審議会より答申	
S. 51(1976)年 1月	料金改定 (水道と簡易水道の料金統一)	
4月	第5期拡張事業第2次変更認可	
6月	斑状歯治療補償開始	
10月	小林第2汚泥処理場 供用開始	
S. 52(1977)年 3月	川下川貯水池完成	
4月	惣川浄水場 供用開始	
S. 53(1978)年 4月	水道事業管理者職務代理者に 藪内宗一 就任 (1日)	
5月	水道事業管理者職務代理者に 谷 昇 就任 (1日) 水道庁舎が東洋町に移転	

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
S. 53(1978)年 7月	水道事業管理者に 谷 昇 就任 (1日)	
10月	宝塚市水道事業経営審議会へ諮問	
11月	宝塚市水道事業経営審議会より中間答申	
S. 54(1979)年 1月	料金改定 (暫定料金)	
7月	宝塚市水道事業経営審議会より最終答申	
S. 55(1980)年 1月	料金改定 (現行料金)	
8月		市立図書館、ベガ・ホールがオープン 市庁舎完成
9月		第2次市総合計画を策定
S. 56(1981)年 2月	斑状歯 1 次訴訟提訴 (大阪地裁) 13日	
3月	第6期拡張事業認可	
4月	川西市満願寺地区を給水区域に編入 簡易水道事業会計を水道事業会計に統合	
S. 57(1982)年 6月	給水開始30周年	
S. 58(1983)年 4月	宝塚市フッ素問題調査研究会発足	
S. 59(1984)年 4月		市制30周年
5月		市立病院がオープン
S. 60(1985)年 4月	水道料金オンラインシステム導入 下水道使用料併徴システム導入	
7月	水道事業管理者に 岩下光顕 就任 (1日)	市総合福祉センターがオープン
S. 62(1987)年 3月	斑状歯 2 次訴訟提訴 (神戸地裁) 17日 斑状歯 1 次訴訟判決 (大阪地裁) 23日〔棄却〕	逆瀬川駅前地区再開発ビル「アピア」がオープン
4月	斑状歯 3 次訴訟提訴 (神戸地裁) 20日	
5月		市立総合体育館・武道館がオープン
10月		安倉土地区画整理事業完成
11月	日本水道協会兵庫県支部長に就任(2年間)	市人口20万人を突破 (全国で100番目)
S. 63(1988)年 3月	宝塚市フッ素問題調査研究会(最終報告書)	
5月	給水人口、20万人を超える	市立東公民館がオープン
6月	県水訴訟提訴 (神戸地裁) 1日	
11月		クリーンセンター完成
H. 元(1989)年 3月		非核平和都市を宣言
4月		アメリカ合衆国ジョージア州オーガスタ市と姉妹都市提携
H. 2(1990)年 3月	年間配水量、25,000千m ³ を超える	
5月	兵庫県営水道からの受水開始	
9月		第3次総合計画を策定
H. 3(1991)年 2月		第5代宝塚市長に 正司泰一郎 就任(7日)
11月	斑状歯 1 次訴訟判決 (大阪高裁) 25日〔棄却〕	
H. 4(1992)年 6月	給水開始40周年	
H. 5(1993)年 1月	水道事業管理者に 樋口 健 就任 (1日)	
H. 5(1993)年 4月		宝塚駅前地区再開発ビル「ソリオ」がオープン
12月	斑状歯 1 次訴訟判決 (最高裁) 17日〔棄却〕	
H. 6(1994)年 3月	第6期拡張事業第1次変更認可 県水訴訟判決 (神戸地裁) 30日〔棄却及び却下〕	
4月	「水質検査課」を設置 水道事業会計財務会計システムを導入	市制40周年 市立西公民館、西図書館がオープン 市立手塚治虫記念館がオープン
5月	広報「すいどう宝塚」を創刊	
6月	水道展を開催(6.2～7 逆瀬川 7㍔ア)	

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
H. 6(1994)年 8月	水道局渇水対策本部を設置（26日）	平和モニュメントが完成
9月		市立小浜宿資料館がオープン
10月	県水訴訟控訴（大阪地裁） 5日	オーストリア共和国ウィーン市第9区「アルザーグルント」と姉妹都市提携
11月	宝塚市水道事業経営審議会へ諮問	宝来橋が開通
12月		武庫川新橋が開通
H. 7(1995)年 1月	阪神・淡路大震災（17日、午前5時46分）	
2月	応急復旧工事が完了し、全市通水（24日）	
4月	県水訴訟判決（大阪高裁） 5日〔棄却〕	
5月	水道局渇水対策本部を解散（15日）	
6月		市立口腔保健センターがオープン
7月		市立老人保健施設（ステップハウス）がオープン
H. 8(1996)年 3月	宝塚市水道地震対策指針を策定	宝塚市行財政改革大綱を策定
4月	宝塚市水道事業経営審議会より答申	
6月	水道展を開催(6.1～4 逆瀬川アピア) 水道法改正	
7月		病原性大腸菌対策本部を設置
10月	水道事業管理者に 松浦 保 就任（1日）	宝塚市行財政改革第1次推進計画を策定
11月	3～4階建て建物への直結給水を実施	
H. 9(1997)年 3月		宝塚市行財政改革第2次推進計画を策定
4月	料金及び分担金に係る消費税の外税化 「工務課」を廃止し、「建設課」を設置 「係制」を廃止	
6月	水道展を開催(6.5～8 逆瀬川 アピア) 生活保護世帯減免制度を創設	
7月	『災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定』を締結	
11月	宝塚市、伊丹市及び川西市とで『水道事業の諸課題に関する調査研究会』を発足	
H. 10(1998)年 3月	『兵庫県水道災害相互応援に関する協定』を締結	
4月	改正水道法施行 給水装置工事事業者制度の創設	
6月	斑状歯2・3次訴訟判決（神戸地裁） 2日〔棄却〕	
7月	水道モニター制度を発足	
9月		宝塚市健康都市宣言
H. 11(1999)年 2月	ハンディターミナルによる検針を開始	
3月		地域振興券を交付
4月	水道料金の納付書を郵送式に変更	桜の園「亦楽（えきらく）山荘」が開園
7月	緊急時給水拠点施設『小浜配水池』供用開始 第6期拡張事業1次変更事業が完了	
8月	コンピュータ西暦2000年問題危機管理計画を策定	
10月		売布駅前地区再開発ビル「ビビアめふ」がオープン
11月	水道局ホームページを開設(11日)	
12月	Y2K問題特別監視・待機体制(31日) 特段の混乱はなし	
H. 12(2000)年 1月		宝塚市、伊丹市、川西市及び猪名川町との広域行政連携構想を発表
4月	宝塚市、伊丹市、川西市及び猪名川町とで『阪神北部広域水道研究会』を発足（27日） 直結増圧給水を開始	園芸振興施設「あいあいパーク」がオープン（15日）
6月	水質試験所が供用開始（1日）	

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
H. 12 (2000) 年 8月	宝塚市、伊丹市、川西市及び猪名川町とで『災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書』を締結（1日） 旭ガ丘加圧所事故による逆瀬台地区断水（30日） 水道局渇水対策本部を設置（31日）	
9月	水道局渇水対策本部を解散（12日）	宝塚駅前地区再開発ビル「花のみち1・2番館」がオープン（15日） 「F Mたからづか」が開局（25日）
10月	水道事業管理者に 島上隆博 就任（1日）	
H. 13 (2001) 年 3月		第4次総合計画を策定
4月		粗大ゴミの収集などを有料化 市立小浜工房館がオープン（14日） 市立長谷牡丹園がオープン（21日） 長尾山トンネルが開通（25日）
6月	郵便局（近畿2府4県管内）納付書取扱いを開始（15日）	
H. 14 (2002) 年 1月		市立宝塚温泉がオープン（30日）
4月		「まちづくり基本条例」、「市民参加条例」を施行（1日）
6月	給水開始50周年	老人福祉と児童福祉の複合施設「フレミラ宝塚」がオープン（1日）
10月	水道通水50周年記念式典挙行（ソリオホール）（15日）	
11月	水道局渇水対策本部を設置（18日）	
H. 15 (2003) 年 1月	水道局渇水対策本部を解散（29日）	
3月	第7期拡張事業認可（26日） 簡易水道事業を廃止（31日）	仁川駅前地区再開発ビル「さらら仁川」がグランドオープン（6日）
4月		第6代宝塚市長に 渡部 完 就任（28日）
6月	水道開栓・閉栓電子申請事務を開始（1日）	
H. 16 (2004) 年 4月	水道事業管理者に 南 隆 就任（1日）	市制50周年
9月		市制50周年記念式典挙行（市総合体育館）（26日） 温泉利用施設（ナチュラルスバ宝塚）（29日）
10月	台風23号による水道施設への被害（20日）	台風23号による武田尾地区の床上浸水（20日）
12月	西谷地区ジアルジア問題発生（25日） 西谷地区給水安全宣言（30日）	
H. 17 (2005) 年 3月	第7期拡張事業第1次変更認可（31日）	
4月	下水道事業と組織統合し「上下水道局」発足（1日） 上下水道事業管理者に 南 隆 就任（1日）	宝塚市市民パブリック・コメント条例施行（1日） 安心メールの配信スタート（1日） アトム110番パトロール車がスタート（1日）
10月		宝塚市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行（1日）
11月	水道法第39条に基づく厚生労働省の立入検査（18日）	宝塚市開発事業における協同のまちづくりの推進に関する条例施行（1日）
12月		第1回宝塚ハーフマラソン大会開催（23日） 「西谷ふれあい夢プラザ」がオープン（1日）
H. 18 (2006) 年 1月	上下水道局渇水対策本部設置（16日） 上下水道局料金のコンビニ収納開始	総合窓口サービスを開始（4日）
3月	上下水道局渇水対策本部解散（6日）	
4月	上下水道事業集中改革プラン公表	第7代宝塚市長に 阪上 善秀 就任（9日）
10月		第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」開催
H. 19 (2007) 年 4月	水道事業評価委員会開催（27日）	子ども未来部を創設（1日） 県議会（8日）・市議会議員選挙（22日）
10月		宝塚市と松江市の姉妹都市提携40周年 記念式典（20・21日）
11月	日本水道協会兵庫県支部事務局設置（9日）	
H. 20 (2008) 年 7月		県立宝塚西谷の森公園がオープン

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
H. 21 (2009) 年 2 月	宝塚市水道マスタープラン策定	
4 月		第8代宝塚市長に 中川 智子 就任(19日)
11 月	日本水道協会兵庫県支部事務局を高砂市に引継ぎ (12日)	
H. 22 (2010) 年 4 月	「水質検査課」を廃止し「水質検査室」として浄水課が所管	
10 月	小浜浄水場建替工事完成式 (22日)	
12 月	北部(西谷)送水施設完成、通水 (15日) 切畑配水池供給開始 (15日) 玉瀬浄水場運転停止 (15日)	
H. 23 (2011) 年 2 月	上下水道局渇水対策本部設置 (7日)	
3 月	東日本大震災応援給水活動 第1次隊 " 第2次隊	第5次宝塚市総合計画を策定 東日本大震災(11日) 緊急消防援助隊派遣 (第1次～第11次) 医療支援チーム派遣 (第1次～第3次)
4 月	「配水課」「水道建設課」を廃止し「工務課」を設置(1日) 東日本大震災応援給水活動 第3次隊 " 第4次隊	市民交流部を創設 (1日)
5 月	" 第5次隊 上下水道局渇水対策本部解散 (12日)	県議会(10日)・市議会(24日)議員選挙 宝塚市希望応援隊派遣 (第1次～第10次)
7 月		宝塚文化創造館 本格オープン (15日)
H. 24 (2012) 年 3 月	上下水道事業審議会 「水道料金体系の見直し」について諮問(23日)	
6 月	給水開始60周年	
8 月	上下水道事業審議会「水道料金体系の見直し」を答申	
11 月	第1回渇水調整会議 (9日)	
12 月	水道料金 小口径 基本水量制廃止 (基本料金と従量料金からなる料金体系に改正) 1日から適用	衆議院選挙(16日)
H. 25 (2013) 年 4 月		中川 智子市長再選 (2期目) (14日)
10 月	上下水道局料金業務等を民間に包括委託(1日)	
H. 26 (2014) 年 3 月	上下水道事業審議会 「下水道事業経営のあり方」について諮問	
4 月	上下水道事業管理者に 森 増夫 就任(1日)	宝塚市制60周年
7 月	県水第2受水施設(惣川浄水場)給水開始(1日) 阪神水道企業団への加入に関する確認書締結(7日)	
12 月	阪神水道企業団への加入に関する議案可決	
H. 27 (2015) 年 3 月	上下水道事業審議会 (11日) 「下水道事業経営のあり方」について答申 武庫川右岸新水源開発事業変更認可申請許可 (16日)	
H. 28 (2016) 年 4 月	神戸市水道局千苅導水路売買契約締結	熊本地震(14日) 緊急消防援助隊派遣 医療支援チーム(DMAT)派遣
6 月	料金改定(下水道使用料)	参議院選挙(10日)
7 月		
H. 29 (2017) 年 4 月	阪神水道企業団からの受水開始 (1日) 組織一部改正 (1日) 料金等包括委託業務拡大により「営業課」を「総務課」に統合 「総務課」から経営に関する事務を分離、「経営企画課」新設	中川 智子市長再選 (3期目) (16日)
12 月	上下水道事業審議会 「上下水道料金の生活保護減免のあり方」について諮問	
H. 30 (2018) 年 3 月	武庫川右岸一部地域(阪急今津線北側)に給水開始 上下水道事業審議会 (26日) 「上下水道料金の生活保護減免のあり方」について答申 亀井浄水場運転停止	
4 月	上下水道事業管理者に森 増夫再任 (1日) 武庫川右岸一部地域(阪急今津線南側)に給水開始	
6 月	小林浄水場運転停止	

年 月	水 道 事 業 の あ ゆ み	宝 塚 市 の あ ゆ み
H. 31 (2019) 年 2月		中央公民館新築移転オープン (2日)
R. 1 (2019) 年 5月		「平成」より「令和」に改元 (1日)
	6月 上下水道料金の生活保護減免の廃止	
R. 2 (2020) 年 1月		WHOが 新型コロナウイルス (COVID-19) 確認
	4月	緊急事態宣言発令 (7日～5月25日)
	6月 惣川浄水場粉末活性炭注入装置稼働開始 (15日)	文化芸術センターオープン (1日)
	11月 水道料金及び下水道使用料の基本料金の全額減免 (30日) (令和2年8月分から4カ月間)	
	12月 宝塚市上下水道局仮設庁舎完成引渡し (25日)	
R. 3 (2021) 年 1月	仮設庁舎へ移転 (9日～11日)	緊急事態宣言発令 (7日～3月18日)
	仮設庁舎での営業開始 (12日)	
	3月	市花にスミレに加え、ダリアを選定 (25日)
	4月 新倉庫棟完成引渡し (19日)	第9代宝塚市長に 山崎 晴恵 就任 (19日)
		緊急事態宣言発令 (25日～6月20日)
	8月	緊急事態宣言発令 (20日～9月30日)
	10月 上下水道局新庁舎建設工事開始 (8日)	
	11月 上下水道事業審議会 「水道事業及び下水道事業のあり方」について諮問	
	12月 上下水道局旧庁舎除却工事完了 (9日)	
R. 4 (2022) 年 4月	上下水道事業管理者に福永 孝雄就任 (1日)	
	小浜浄水場、川面浄水場、小浜配水池の休日夜間等の運転管理 を民間に委託 (1日)	
	6月 給水開始 70周年	
	9月 水道料金及び下水道使用料の基本料金の全額減免 (30日) (令和4年8月分から2カ月間)	
	12月 第二庁舎竣工 (23日)	
R. 5 (2023) 年 2月	第二庁舎で執務開始 (13日)	

3 水道料金体系の変遷

○市制施行前

(1カ月につき)

区 分		宝 塚 町				良 元 村
		S.26.3.30	S.26.12.15	S.27.11.1	S.28.12.24	S.29.1.25
計 量 栓	基本水量 10 m ³	225 円	100 円		100 円	200 円
	基本水量 15 m ³			100 円		
放 任 栓		5人まで 200円	5人まで 200円	5人まで 200円	5人まで 200円	—

○市制施行後…用途別料金体系

(1カ月につき)

改定日 項目 用途別	S.29.7.1 (第1回改定)			S.31.4.1 (第2回改定)			S.33.3.31 (第3回改定)			S.37.10.1 (第4回改定)		
	基 本 水 量 (m ³)	基 本 料 金 (円)	超 過 料 金 (円)	基 本 水 量 (m ³)	基 本 料 金 (円)	超 過 料 金 (円)	基 本 水 量 (m ³)	基 本 料 金 (円)	超 過 料 金 (円)	基 本 水 量 (m ³)	基 本 料 金 (円)	超 過 料 金 (円)
家 事 用	10	100	25	10	150	25	10	190	25	10	230	27
		150	25									
一 般 営 業 用	20	450	20	20	450	20	20	550	25	20	650	27
浴 場 営 業 用	200	2500	10	200	2500	10	200	3000	12	300	3000	12
特 定 営 業 用	100	2000	1～ 50 m ³ 18	100	2000	1～ 50 m ³ 18	100	2500	23	100	3000	25
			51～ 100 m ³ 16			51～ 100 m ³ 16						
			101～ 150 m ³ 13			101～ 150 m ³ 13						
			151 m ³ 以上 10			151 m ³ 以上 10						
公 共 及 び 団 体 用	25	500	20	25	500	20	20	500	25	20	600	27
特 別 用 第 1 種	10	500	50	10	500	50	10	700	70	10	850	75
特 別 用 第 2 種	10	500	50	10	500	50	10	700	50	10	850	55
共 用 栓	10	120	20	10	120	20	8	130	25	8	150	27
量 水 器 使 用 料										φ 13mm 40 円 φ 20mm 60 円 φ 25mm 70 円 φ 30mm 100 円 φ 40mm 140 円 φ 50mm 250 円 φ 75mm 350 円 φ 100mm 600 円 φ 125mm 800 円 φ 150mm 1,000 円		

○第5回改定 (S.48.1.1) …口径別料金体系に移行

(1 カ月につき)

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金		
			第 1 段	第 2 段	第 3 段
一 般 用 (口 径 別)	13 mm	10 m ³ 以下 230 円	11～20 m ³	21～40 m ³	41 m ³ 以上
	20 mm	10 m ³ 以下 270 円	1 m ³ 35 円		
	25 mm	300 円	1 ～20 m ³		
	30 mm	480 円			
	40 mm	850 円	1 m ³	1 m ³	1 m ³
	50 mm	1,200 円	35 円	43 円	53 円
	75 mm	2,000 円			
	100 mm	3,000 円			
	125 mm	4,000 円			
	150 mm	5,000 円			
	200mm～	別 途			
公衆浴場用		500 円	1 m ³ につき	20 円	
臨 時 用		1,000 円	1 m ³ につき	90 円	
共 用		10 m ³ 200 円	11 m ³ 以上 1 m ³ につき	35 円	

○第6回改定 (S.51.1.1) … 改定率、平均107.3%、13mm (10m³) 117.4%

(1 カ月につき)

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金					
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第 6 段
一 般 用 (口 径 別)	13 mm	10 m ³ 以下 500 円	11～20 m ³	21～30 m ³	31～40 m ³	41～50 m ³	51～300 m ³	301 m ³ 以上
	20 mm	10 m ³ 以下 620 円	1 m ³ 60 円					
	25 mm	700 円	1～20 m ³					
	30 mm	2,000 円						
	40 mm	4,000 円	1 m ³ 60 円	1 m ³ 80 円	1 m ³ 100 円	1 m ³ 120 円	1 m ³ 140 円	1 m ³ 150 円
	50 mm	8,000 円						
	75 mm	10,000 円						
	100 mm	20,000 円						
	125 mm	25,000 円						
	150 mm	30,000 円						
	200mm～	別 途						
公衆浴場用		1,000 円	1 m ³ につき 35 円					
臨 時 用		2,000 円	1 m ³ につき 200 円					
共 用		10 m ³ 440 円	11 m ³ 以上 1 m ³ につき 60 円					

○第7回改定 (S.54.1.1) … 改定率、平均 43.9%(54、55年合わせて84%)、13mm (10m³) 60.0%

(1カ月につき)

(1万円につき)

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金					
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第 6 段
一 般 用 （ 口 径 別 ）	13 mm	10m ³ 以下 800 円	11～20m ³ 1m ³ 90 円	21～30m ³	31～40m ³	41～50m ³	51～300m ³	301m ³ 以上
	20 mm	10m ³ 以下 920 円						
	25 mm	1,000 円	1～20m ³ 1m ³ 90 円	1m ³ 110 円	1m ³ 150 円	1m ³ 180 円	1m ³ 200 円	1m ³ 210 円
	30 mm	3,000 円						
	40 mm	6,000 円						
	50 mm	12,000 円						
	75 mm	15,000 円						
	100 mm	30,000 円						
	150 mm	45,000 円						
	200mm～	別 途						
公衆浴場用		1,500 円	1m ³ につき 40 円					
臨 時 用		3,000 円	1m ³ につき 300円					

○第8回改定（S.55.1.1）… 改定率、平均 27.0%、13mm（10m³）25.0%

(1カ月につき)

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金										
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第 6 段					
一 般 用 （ 口 径 別 ）	13 mm	10㎡以下 1,000円	11～20㎡ 1㎡ 120 円	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51～300㎡	301㎡以上					
	20 mm	10㎡以下 1,200円											
	25 mm	1,300 円	1～20㎡ 1㎡ 120 円	1㎡ 150 円	1㎡ 200 円	1㎡ 220 円	1㎡ 240 円	1㎡ 260 円					
	30 mm	4,000 円											
	40 mm	8,000 円											
	50 mm	16,000 円											
	75 mm	20,000 円											
	100 mm	40,000 円											
	150 mm	60,000 円											
	200mm～	別 途											
公衆浴場用		2,000 円	1㎡につき 50円										
臨 時 用		4,000 円	1㎡につき 400円										

注) 平成9年度2期分から消費税及び地方消費税相当額を加算する。

○第9回改定（H.24.12.1）… 基本水量制の廃止

（1カ月につき）

区 分		基 本 料 金	従 量 料 金						
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段	第 6 段	第 7 段
一 般 用 (口 径 別)	13 mm	800円	1 ～ 10 m ³ 1 m ³ 20 円	11 ～ 20 m ³	21 ～ 30 m ³	31 ～ 40 m ³	41 ～ 50 m ³	51 ～ 300 m ³	301 m ³ 以上
	20 mm	1,000円							
	25 mm	1,300 円	1 ～ 10 m ³	1 m ³ 120 円	1 m ³ 150 円	1 m ³ 200 円	1 m ³ 220 円	1 m ³ 240 円	1 m ³ 260 円
	30 mm	4,000 円							
	40 mm	8,000 円	1 m ³ 120 円	1 m ³ 120 円	1 m ³ 150 円	1 m ³ 200 円	1 m ³ 220 円	1 m ³ 240 円	1 m ³ 260 円
	50 mm	16,000 円							
	75 mm	20,000 円							
	100 mm	40,000 円							
	150 mm	60,000 円							
	200mm～	別 途							
公衆浴場用		2,000 円	1 m ³ につき 50円						
臨 時 用		4,000 円	1 m ³ につき 400円						

注）平成9年度2期分から消費税及び地方消費税相当額を加算する。

4 分担金制度の変遷

区 分		条 例 制 定 (S. 45. 4. 1)	第 1 回 改 正 (S. 46. 4. 1)	第 2 回 改 正 (S. 48. 1. 1)	第 3 回 改 正 (S. 50. 1. 1)
メーター口径分担金	13 mm	—	10,000 円	20,000 円	40,000 円
	20 mm	—	27,000 円	54,000 円	106,000 円
	25 mm	45,000 円	45,000 円	90,000 円	180,000 円
	30 mm	80,000 円	80,000 円	160,000 円	320,000 円
	40 mm	140,000 円	140,000 円	280,000 円	560,000 円
	50 mm	240,000 円	240,000 円	480,000 円	960,000 円
	75 mm	675,000 円	675,000 円	1,350,000 円	2,700,000 円
	100 mm	1,350,000 円	1,350,000 円	2,700,000 円	5,400,000 円
	125 mm	1,860,000 円	1,860,000 円	3,720,000 円	7,440,000 円
	150 mm	2,150,000 円	2,150,000 円	4,300,000 円	8,600,000 円
	200mm以上	別 途	別 途	別 途	別 途
給配水管分岐口径分担金	30 mm	80,000 円	80,000 円	160,000 円	320,000 円
	40 mm	140,000 円	140,000 円	280,000 円	560,000 円
	50 mm	240,000 円	240,000 円	480,000 円	960,000 円
	75 mm	675,000 円	675,000 円	1,350,000 円	2,700,000 円
	100 mm	1,350,000 円	1,350,000 円	2,700,000 円	5,400,000 円
	125 mm	1,860,000 円	1,860,000 円	3,720,000 円	7,440,000 円
	150 mm	2,150,000 円	2,150,000 円	4,300,000 円	8,600,000 円
	200mm以上	別 途	別 途	別 途	別 途

※ そ の 他 分 担 金

区 分		S. 47. 2. 5 制定	第 1 回 改 正 (S. 47. 7. 10)	第 1 回 改 正 (S. 49. 11. 1)
別に管理者 が定める 分 担 金	原 水 分 担 金	1日 200m ³ 以上 1m ³ 当り 20,000円	1日 100m ³ 以上 1m ³ 当り 32,000円	1日 50m ³ 以上 1m ³ 当り 70,000円
	送配水管先行投資分担金	1日 200m ³ 以上 1m ³ 当り 14,000円	1日 100m ³ 以上 1m ³ 当り 20,000円	1日 50m ³ 以上 1m ³ 当り 40,000円

区 分		第 4 回 改 正 (S. 51. 2. 1)
口 径 別 分 担 金	13 mm	40,000 円
	20 mm	106,000 円
	25 mm	180,000 円
	30 mm	320,000 円
	40 mm	560,000 円
	50 mm	960,000 円
	75 mm	2,700,000 円
	100 mm	5,400,000 円
	125 mm	7,440,000 円
	150 mm	8,600,000 円
	200mm以上	別 途
分岐口径分担金	13 mm	40,000 円
	20 mm	106,000 円
	25 mm	180,000 円
	30 mm	320,000 円
	40 mm	560,000 円
	50 mm	960,000 円
	75 mm	2,700,000 円
	100 mm	5,400,000 円
	125 mm	7,440,000 円
	150 mm	8,600,000 円
	200mm以上	別 途
拡 張 工 事 分 担 金		給水量 1m ³ につき 110,000 円
特 別 拡 張 工 事 分 担 金		給水量 1m ³ につき 180,000 円

区 分		第 5 回 改 正 (S. 54. 4. 1)
口 径 別 分 担 金	20mm 以下	130,000 円
	25 mm	220,000 円
	40 mm	700,000 円
	50 mm	1,200,000 円
	75 mm	3,800,000 円
	100 mm	6,800,000 円
	150 mm	11,000,000 円
	200mm以上	別 途
拡 張 分 担 金		給水量 1m ³ につき 150,000 円
特 別 分 担 金		給水量 1m ³ につき 250,000 円
施 設 改 良 分 担 金		水道施設の新設及び 改良に要した費用
そ の 他 分 担 金		別に管理者が定める

注 1) 平成 9 年度から消費税及び地方消費税相当額を加算する。
注 2) その他分担金については、前頁の表を参照。

5 出納取扱及び収納取扱金融機関

令和6年6月現在

◎ 池 田 泉 州 銀 行	徳 島 大 正 銀 行
但 馬 銀 行	三 井 住 友 銀 行
み な と 銀 行	近 畿 労 働 金 庫
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	ゆ う ち ょ 銀 行
関 西 み ら い 銀 行	
三 菱 U F J 銀 行	
り そ な 銀 行	
播 州 信 用 金 庫	
み ず ほ 銀 行	
尼 崎 信 用 金 庫	
兵 庫 六 甲 農 業 協 同 組 合	

◎ 出 納 取 扱 金 融 機 関

6 水道施設所在地

施 設 名	所 在 地	P h o n e	F A X
上 下 水 道 局	〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号	(0797) 73-3688	(0797) 72-5381
☆ 小 林 浄 水 場	〒665-0047 宝塚市亀井町1番23号	—	—
☆ 亀 井 浄 水 場	〒665-0047 宝塚市亀井町9番46号	—	—
惣 川 浄 水 場	〒665-0847 宝塚市すみれガ丘4丁目2番1号	(0797) 84-6571	(0797) 84-6582
生 瀬 浄 水 場	〒669-1103 西宮市生瀬東町4番1号	(0797) 84-5531	(0797) 84-5531
小 浜 浄 水 場	〒665-0827 宝塚市小浜3丁目5番20号	(0797) 84-5535	(0797) 84-5610
☆ 川 面 浄 水 場	〒665-0837 宝塚市旭町3丁目92番地	—	—
第 一 排 水 処 理 場	〒665-0047 宝塚市亀井町9番44号	—	—
第 二 排 水 処 理 場	〒665-0847 宝塚市すみれガ丘4丁目2番1号	—	—
第 三 排 水 処 理 場	〒665-0827 宝塚市小浜3丁目5番20号	—	—
水 質 試 験 所	〒665-0847 宝塚市すみれガ丘4丁目2番3号	(0797) 83-6940	(0797) 83-6941

注) ☆は、無人施設

生瀬浄水場、川面浄水場については、平成27年度 水処理廃止、浄水池及び送水ポンプのみ稼働。

平成30年度 亀井浄水場は水処理停止。

平成30年6月末 小林浄水場は水処理停止。

平成30年9月末 第一排水処理場は処理停止。

令和3年1月 上下水道局本庁舎建替えのため仮設庁舎に移転。

令和5年2月 第二庁舎に移転

令和5年度版 宝塚市水道事業概要

令和6年 9 月 1 日発行

編集発行 宝塚市上下水道局 総務課

〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号

TEL 0797-73-3688 FAX 0797-72-5381

E-mail m-takarazuka0180@city.takarazuka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>
